

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) 廃止措置に移行したJMTRのEALの修正

「別表-17」、「別表-18」及び「別表-19」に示す緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）について、JMTRが廃止措置に移行したことを踏まえ、「適用外」となるEAL事象について注記し、修正した。

(2) 所内外通信連絡機能の喪失に係るEALの明確化

「別表-17」及び「別表-18」に示すEALについて、所内外通信連絡機能の喪失に係るEAL（AL52及びSE52）については、試験研究炉のみが適用となることから、対象となる施設（「常陽」、HTTR及びJMTR）を記載し、明確化を図った。

(3) 原子力災害対策指針で示す医療機関名との整合

本文及び「別図-2(2)大洗研究所外通報連絡系統」について、原子力災害対策指針で表記される医療機関名（高度被ばく医療支援センター）に修正した。

(4) 関係機関の組織名称の修正

「別図-2(2)大洗研究所外通報連絡系統」について、令和4年4月1日付で組織名称が変更になった国土交通省の通報連絡先を「航空局安全部運航安全課（航空）」から「航空局安全部安全政策課（航空）」に修正した。

(5) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以上